

## 遅延理由書

柔道整復師法第19条第2項により施術所を休止、廃止又は再開した日から10日以内に休止届、廃止届又は再開届を提出しなければならないところ、(理由) \_\_\_\_\_ のため遅延いたしました。

今後、このようなことのないように注意いたしますので、よろしくお願いいたします。

年 月 日

松山市保健所長 殿

住所

氏名